

令和8年度　さぬき市建設経済部　会計年度任用職員募集要項

さぬき市建設経済部では、下記のとおり会計年度任用職員を募集します。  
可否については、提出書類及び面接等により決定し、後日通知します。

1　申込・問合せ先、職種、業務内容、勤務場所、報酬、必要な資格及び経験等、募集人員

| 申込・<br>問合せ先           | 職種            | 業務内容                                                                      | 勤務場所                         | 報酬／月                        | 必要な資格及び経験等                                                                                       | 募集<br>人員  |
|-----------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 建設課<br>087-894-1117   | 道路橋梁<br>維持管理員 | 道路橋梁維持管理業務（橋梁点<br>検及び点検結果調書作成、穴埋<br>め修繕、土木作業等）                            | さぬき市役所<br>本庁舎<br>(志度 5385-8) | 189,483 円<br>～<br>200,032 円 | ・ Word、Excel 等のパソコン操作が<br>できること<br>・ 普通自動車運転免許（A T 限定不可）<br>・ 土木現場経験者尚よし                         | 1 名<br>程度 |
| 商工観光課<br>087-894-1114 | 就職支援員         | 無料職業紹介事業に係る業務<br>（求人及び求職情報の収集及び<br>提供、イベント等の企画・実施、<br>労働関係機関等との連絡調整<br>等） | さぬき市役所<br>本庁舎<br>(志度 5385-8) | 239,612 円<br>～<br>247,064 円 | ・ 職業紹介業務またはそれに準ずる相<br>談業務に従事した経験があること<br>・ Word、Excel 等のパソコン操作が<br>できること<br>・ 普通自動車運転免許（A T 限定可） | 1 名<br>程度 |

2　任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日  
従前の勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。

3　任用条件等

- （1）勤務日　　月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
- （2）勤務時間　午前8時30分～午後5時
- （3）期末手当・勤勉手当　在職期間に応じて支給します。
- （4）費用弁償　自動車等の場合は使用距離区分に応じた月額、交通機関利用の場合は運賃等相当額のいずれかを支給します。
- （5）社会保険　共済（短期）、厚生年金保険、雇用保険及び公務災害保険に加入します。
- （6）年次休暇　規定に基づき付与します。
- （7）その他　　勤務日及び勤務時間以外の勤務がある場合があります。

4　応募方法

- （1）提出書類　「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」、運転免許証の写し  
※「臨時職員新規採用申込書兼履歴書」は、建設課、商工観光課またはハローワークでお受け取りいただくか、市ホームペ  
ージからダウンロードし、**A3サイズに拡大したもの**を使用してください。
- （2）提出方法　各課窓口へご持参ください。（郵送受付不可）
- （3）募集期間　令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月6日（金曜日）
- （4）受付時間　募集期間中の平日午前8時30分から午後5時まで

5　選考方法

提出書類及び面接による選考を行います。  
（1）面接日　　令和8年2月18日（水曜日）の予定です。  
（2）面接時間　申込後、後日郵送にてお知らせします。  
（3）面接会場　さぬき市役所本庁舎　2階会議室（さぬき市志度5385番地8）

6　その他

次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。  
（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人  
（2）さぬき市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人  
（3）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成  
し、またはこれに加入した人